

令和 6 年 第 4 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 6 年 4 月 2 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和6年4月2日（火）

午後3時12分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

〔 議 案 〕

議案第18号 農地法第3条許可について

議案第19号 農地法第4条許可について

議案第20号 農地法第5条許可について

議案第21号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

〔 報 告 〕

報告第19号 専決処分の報告について（農地法第4条第1項第7号）

報告第20号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項第6号）

報告第21号 専決処分の報告について（農地法第4条第1項本文）

報告第22号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項本文）

報告第23号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第24号 相続等による権利移動について（農地法第3条の3）

4. 出席委員

1 番	日 高 隆 志	2 番	岡 武 義	3 番	児 玉 静 雄
4 番	久保田 章 生	5 番	鬼 塚 健 太	6 番	原 恵 子
7 番	川 越 定 光	8 番	金 丸 隆 幸	9 番	徳 地 豊
10 番	川 越 忠 次	11 番	長 友 紘 子	12 番	川 越 正 彦
13 番	長 倉 恭 浩	14 番	岡 原 明 美	15 番	持 原 義 信
16 番	佐 藤 裕次郎	17 番	片 上 英 行	18 番	田 中 安 子
19 番	高 間 秀 一	20 番	川 越 達 也	21 番	中 村 和 寛
22 番	外 薗 香	23 番	蛭 原 安 徳		

5. 欠席委員

24 番	松 田 真 郎
------	---------

6. 事務局出席者

局 長	釜 元 浩 一	農地調整係主査	前 田 真智子
次 長	長谷川 恒 徳	農地調整係主任主事	領 家 健 志
次長補佐兼総務係長	田 原 英 記	総 務 係 主 事	石 三 美 鈴
主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄		

7. 市長部局出席者

な し

署 名 委 員

議 長 川 越 正 彦 

委 員 川 越 忠 次 

委 員 岡 原 明 美 

午後 3 時12分開会

○議長（川越） これより、令和 6 年第 4 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、24番、松田真郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それではまず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、10番、川越忠次委員、14番、岡原明美委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（長谷川） 本日の総会の会期、議事日程等について、タブレットにて資料の御確認をお願いいたします。

ファイルは、「04 令和 6 年度第 4 回総会議案」となります。

なお、議案につきましては特別な事情がない限り、1 ページごとの審議となります。

続きまして、提出議案について御説明いたします。総会議案の 2 ページを御覧ください。

本日は、5 議案を審議いただきます。御説明いたします。

議案第18号「農地法第 3 条許可について」は21件でございます。

議案第19号「農地法第 4 条許可について」は 5 件でございます。

議案第20号「農地法第 5 条許可について」は25件でございます。

議案第21号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は31件でございます。

議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」は78件でございます。

以上、審議件数の合計は160件となります。

御説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第18号農地法第 3 条許可について、3 ページから 4 ページの51 番までを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、9 番、徳地豊委員の退室を求めます。

（9 番徳地豊委員退室）

○事務局（前田） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受入となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。3ページの番号51が該当しますが、基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

9番、徳地豊委員の入室を求めます。

（9番徳地豊委員入室）

○議長（川越） 次に、4ページから5ページの55番までを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページから6ページの59番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第19号農地法第4条許可について、8 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号8を御覧ください。

申請人は宮崎市大字郡司分に本拠を置く施設園芸を営む法人です。申請地は宮崎市大字熊野にあります木花駅から北に約1.3キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農業用倉庫等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用するため、土砂の流出はなく、雨水は自然浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、そのほかの許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、そのほかの案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第20号農地法第5条許可について、10ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

番号53を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字塩路在住の個人、受人は宮崎市波島在住の個人です。申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックス自然動物園から南西に約1.7キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は、一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。そのほかの許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第1種農地」で集落接続に該当している案件は、番号54、56、11ページの番号57、58、59です。

なお、番号54の案件については、始末書付きの案件となっております。農地法の許可を得ずに申請地を個人住宅の敷地として利用していたことから、追認申請に及んだものです。始末書の提出もあり、そのほかの許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、そのほかの案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号55を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字富吉在住の個人、受人は宮崎市生目台西在住の個人です。申請地は宮崎市大字富吉にあります宮崎西インターチェンジから西に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を農業用資材置き場として利

用したく、申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用することで土砂の流出はなく、雨水は自然浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。そのほかの許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第21号農用地利用集積等促進計画（案）について、18ページから26ページの148番までの新規分、27ページの27番までの変更分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、16番、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

（16番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（石三） 議案第21号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が18ページの番号121番から26ページの番号148番までの28件、変更分が27ページの番号25番から27番の3件でございます。

なお、変更分につきましては、農地中間管理機構・耕作者間の契約期間中に耕作者が変更となるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

16番、佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（川越） 議案第22号農用地利用集積計画の決定について、28ページから67ページの273番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、3番、児玉静雄委員、16番、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

(3番、児玉静雄委員、16番佐藤裕次郎委員退室)

○事務局(石三) 議案第22号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、28ページの番号207番から67ページの番号273番の67件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が6件、新規設定が4件、賃借権の再設定が23件、新規設定が34件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

3番、児玉静雄委員、16番、佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

(3番、児玉静雄委員、16番佐藤裕次郎委員入室)

○議長(川越) 次に、68ページから73ページの284番までの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、20番、川越達也委員の退室を求めます。

(20番、川越達也委員退室)

○事務局(石三) 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、68ページの番号274番から73ページの番号284番までの11件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

20番、川越達也委員の入室を求めます。

（20番、川越達也委員入室）

○議長（川越） これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（長谷川） 本日の報告案件について御説明いたします。

ファイルは「04 令和6年第4回総会報告」となります。総会報告の2ページを御覧ください。

報告第19号は、農地法第4条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数3件でございます。

報告第20号は、農地法第5条第1項第6号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数7件でございます。

報告第21号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数2件でございます。

報告第22号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数16件でございます。

報告第23号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数1件でございます。

報告第24号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数24件でございます。

なお、報告第19号、第20号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

また、第21号、第22号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（川越） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこちらをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御異議なしと認めます。よって、令和6年第4回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時44分閉会